

① 件名
職員定数の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 平成28年8月の「石巻東学校給食センター」開設に伴う給食調理員（任期付職員）の採用により、学校以外の教育機関の職員数が増となることから、教育委員会の職員定数について見直しを行うもの。 【目的】 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員定数を適正な定数（配置予定職員数）に見直す。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市職員定数条例 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/> 無】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成24年 1月 市長の事務局、病院局及び教育委員会の職員定数の見直し 平成24年12月 市長の事務局の職員定数の見直し 平成26年 1月 市長の事務局の職員定数の見直し 平成28年 1月 市長の事務局及び病院局の職員定数の見直し

⑤ 主な内容					
1 各機関毎の職員定数 (単位:人)					
機関	現行	改正	増減		
市長の事務部局の職員	1,600	1,600	0		
病院局の職員	250	250	0		
議会の事務局の職員	12	12	0		
選挙管理委員会の事務局の職員	7	7	0		
監査委員の事務局の職員	7	7	0		
農業委員会の事務局の職員	11	11	0		
教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	180	200	20		
学校の職員	165	165	0		
計	2,232	2,252	20		
※今後の職員数の見込 (単位:人)					
区分	条例定数 (A)	H28.7.1 基礎職員数	H28.8.1 採用予定者数	H28.8.1 職員数 (B)	(A) - (B) 定数を超過して必要となる人数
教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員	180	178	14	192	▲12
2 定数見直しの考え方					
(1) 基本的には、平成28年8月1日の配置予定職員数によることとするが、その後の不足人員解消のための採用等も考慮し定めるものとする。					
(2) 教育委員会の職員定数のうち、「教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員」を20名増とし、機関別定数の見直しを行う。					
⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)					
石巻東学校給食センターの円滑な運営に必要な職員が確保される。					
⑦ 他の自治体の政策との比較検討					
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日					
平成28年 次回市議会へ提案 ・石巻市職員定数条例の一部改正 (平成28年8月1日施行)					
⑨ その他					